

第 36 回広島県事業評価監視委員会質疑応答概要

- 1 日 時 平成 22 年 10 月 13 日 (水) 13:30～15:30
- 2 場 所 自治会館館 2 階 201 会議室
- 3 出席委員 中山委員長, 岩崎委員, 長本委員, 宮下委員, 戸田委員, 河原委員
- 4 議 題 議事(1) 県事業の事業概要説明について
議事(2) 重点審議する審査対象事業の抽出について
議事(3) その他
- 5 担当部署 広島県農林水産局農林整備管理課技術管理グループ
TEL (082) - 513-3635 (ダイヤルイン)
広島県土木局総務管理部土木総務課企画調整グループ
TEL (082) - 513-3814 (ダイヤルイン)

6 会議の内容

(1) 県事業の事業概要説明について

○A 委員

2-1 について, 用地取得費を見ると, 前回再評価のときよりも 16 億 7000 万円も増額しています。この理由は何でしょうか。

続いて, 2-2 の用地取得費では, 前回より 7 億円アップしています。この単純計算した 7 億円というのは発掘調査費なのか, その場合どこがこの発掘調査費を負担されるのか。国の補助などもあると思います。この 7 億の内容について教えてください。

○道路整備課長

まず 186 号線の用地取得費ですが, 先ほども説明しましたが, 埋設物, 例えば中国電力の埋設物や大竹市の上水道の移転費用などについて, 詳細に各管理者である大竹市や中国電力と協議した結果, いろいろな工法の見直しがあり, 用地交渉費が上昇したということです。

2-2 の 313 号神辺バイパスは, 文化財調査についての費用はあらかじめ想定しており, その中に入っております。ただ, 用地補償費が上がったのは, その後いろいろ移転物件等の詳細設計, 詳細調査等, 具体的に用地交渉に入った段階で予期せぬもの, 新たなものができて, 用地補償費が少し上がっています。

○A委員

発掘費用に国の補助はないのですか。

○道路整備課長

全体計画の全てに国の補助が入っています。補助率は50%です。発掘費についても調査費ということで補助対象になっています。費用は測量試験費に入っています。

○委員長

補助率は一緒ですか。

○道路整備課長

はい、一緒です。

○A委員

2-3, 1ページ目の費用便益比を見ると, 総費用103.7億円で, 事業費は120億円です。このように総費用と事業費の関係が逆転しているのはなぜですか。もう1カ所, 2-9も事業費の方が大きく総費用が低くなっています。相対的に便益計算に当てはめてみようと思うと, 数字がよくわからなかったのですが。

○道路整備課長

全体事業費はあくまで単年度で投資する費用であり, 総費用は便益計算上の手法で, 1-2ページの「4. 総便益額」にあるように, これが50年で210億円, 総投資額は, 各年の投資額と用地残存価値などで計算すると157.4億円となっていますが, 投資額がそのまま総投資額にはなっていません。

○委員長

総投資額というのは, B/Cを計算するために必要な割引率等を考えて, ということですね。すると全体事業費は, 割引率などは考えていないのですか。

○道路整備課長

全体事業費については、その事業を例えば平成26年までに完成させるために必要な費用、純然たる費用という形です。

○委員長

現在価値に割り戻していないということですね。

すると全体事業費の方が低くなったり高くなったりするケースがあり得るわけですか。だから2-3は安くなっているけれど2-1, 2-2は高くなっている、でもその理由がちょっとわかりませんが。

○委員長

今、道路整備課の方で検討していただいていますので、それ以外で何かあればお願いします。

○B委員

2-2について、2点お尋ねします。

1点目、県境を越える事業で、岡山県が施工する部分は当然完成すると考えてB/Cを出しているのでしょうか、それともB/Cは広島側だけで出しているのか、その場合、岡山県側のことはどう考えているのか、という質問です。本来は、道路は続いているので、全体でB/Cを出さないといけないと思います。

○道路整備課長

岡山県にまたいだバイパスですから、全体の関係を含めたB/Cということになると思います。ただ、今のB/C、事業評価の考え方は、各都道府県がそれぞれやる形になっていますので、あくまでも広島県区域だけのB/Cを計算しております。

○B委員

でも、これからの時代、こうした広域的事業が生じる可能性はありますよね。

○道路整備課長

確かにあります。ですから、もし一体になってやろうとすると新しい組織，例えば岡山県と合同で評価委員会を作って，それぞれの県の委員と執行部で組織を作ってやるという新たな作業が出てきます。ただ，今の段階ではそれぞれの県でやりましょうという形ですので，今は広島県だけで算出しています。

○B委員

岡山県側は，現在完成しているのですか。

○道路整備課長

はい。岡山側は平成16年度に全て完成しています。

○B委員

では，このケースについては問題がないということですね。

2点目，このケースは，文化財発掘によって不測の期間を要したとあります。今回のB/C計算に当たって，必ずこの計画期間で発掘が終わるのかどうか，そこはどうか考えているのでしょうか。ずるずると延びるようだと，また再評価になりますが。

○道路整備課長

文化財調査については，文化財保護法に基づいて各県の教育委員会，ここについては県ではなく福山市の教育委員会に調査が委託されます。われわれとしても調査の前倒しをかなり申し込んでいますが，教育委員会はマンパワーが足りない。それと，あちらこちらの工事にそのような案件があって，なかなか進まない中で無理を言っておりますが，マンパワーの関係で，われわれが予定したとおりの工程で進んでいないのが実態です。

○B委員

一応，このように出さざるを得ないということですね。でも確定性としてはわからない面があると。

○道路整備課長

今の段階で、この辺まででいけるのではなかろうか、というところまで調整していますが、また新たなものが出てくると、当然、見直しが出る可能性があります。

○B委員

わかりました。

○道路整備課長

先ほどのB/Cの件ですが、基準年度が平成22年度という形でB/Cを設定しています。ですから、平成22年度以前に投資している箇所、個々については当然割引率も高くなっていくため、そういう結果が出ます。たまたま吉田豊栄線は、平成17年に事業着手して5年しかたっていない、基準年の22年以降の事業費がかなり大きいもので、割引率も下がる形で、たまたまそこで逆転していると。要は、基準年までにどれくらい投資しているかによって、そのように逆転する可能性もあります。

○委員長

同じ道路で、農道は維持管理費をマイナスの便益にして計算しています。維持管理費は必要ですね。その辺りの整合性というか、同じ道路でも管理する所が違ったら便益の計算が違うのも、われわれの目線で考えると分かりにくい。国のマニュアルだと言われたら仕方ないところですが。

それから、2-1では、騒音振動対策でも工事費が割増しになったのでしょうか。具体的には、騒音振動対策にどのようなことをして、どのくらい工事費が上がったのか教えてください。

○道路整備課長

2-1御園バイパスの振動対策は、トンネルの大竹市側候補地に民家が何軒か残されますので、トンネル掘削工法を、普通は火薬を使った発破で岩を掘削する工法ですが、ダイナマイトを使わずに機械で掘ることで振動や騒音を抑制して工事を進めるということで、どうしても割高になります。

○委員長

では、コンサルはそういう施工法のことまで考えた積算はしていないのですか。施工会社に移ってから工法を考えたら…ということなのか、その辺がわかりにくいのですが。

○道路整備課長

この件は、環境対策で1億円くらい余分にかかっています。当初の設計は、大体今までの実績でメートルあたりいくらという案があります。普通ならば200万円とかあります。それと、いざそこに着手するときいろいろな調査をします。その結果、やはりものによっては…

○委員長

わかるのですが、候補地に民家があるというのは、そんな調査をしなくてもわかりますよね。ではそれにふさわしい工法をそのときに考えないのか、という素朴な疑問でお聞きしたのですが。

○道路整備課長

当然、誰が見てもそこに民家があるのはわかるわけですから、今後、その辺についても、当初からある程度その辺を考慮した全体事業費の把握に努めていきたいと思えます。

○C委員

2-3は、工事費が170億円から120億円と、50億円も減少しています。素晴らしいことだとは思いますが、平成17年に採択されてまだ5年間で3分の1も工事費が減少したというのは、逆に見れば、当初の設計と大きく変わったのか、または170億円は工事の中では突出して大きいのでB/Cが厳しかったのかもしれませんが、何が原因でこのようになったのでしょうか。

○道路整備課長

この路線については、先ほど説明したように平成17年度から事業採択されました。

平成16年3月に道路構造令の改定があり、それまでは地域高規格道路は中央分離帯が必要でしたが、それを省略できる規定が施行されました。その16年3月に即すればよかったのですが、17年度からの採択ということで、見直しがちょっと間に合いませんでした。具体的には、当初2.25mの中央分離帯を設置していたのを、トンネルと橋梁はそれをゼロ、つまり付けなくてもいいという規定が出て、コスト縮減やB/Cの問題もありますので、そういう形で設計の見直した結果、かなり大きなコスト縮減になったということです。

○委員長

そのほか道路関係ではありませんか。

ありがとうございました。

それでは都市環境課、沼田川下水道事業について、何かありませんか。

○D委員

4-2ページの下に、下流のセンターに入ってくる水量のグラフがあります。平成21年度にどっと上がっていて、20年度までと違って21年度以降は右上へ直線で延長されているように見えます。これは平成20年度までが実態なのか、あるいは21年度も実態で、それを延長されているのか。効果の発現を早くするために過大な評価になっていないかを確認したいのですが。

○都市環境課長

21年度は実態です。20年度から21年度にかけて、流入が多くなっているのは実態です。

○D委員

この時点での接続率はどのくらいですか。これは基本的には県ではなく市の話だと思いますが、つまり、平成21年度にぐっと数字が上がっているのは何か大きな出来事があったのか、また平成18年度のところから続いて横に這うように伸びが鈍ることはないのかを知りたいのですが。

○都市環境課長

接続率についての数字は把握しておりません。

○D委員

平成42年度で本当に終わるのかという心配もあるのですが。

○都市環境課長

このグラフのトレンドから見て、そのような懸念があるのでしょうか、これは一応、三原市、東広島に事業計画を聞いて作ったものです。このようになるよう、努力したいと思います。

接続率ですが、平成21年度末で81.3%です。

○B委員

今に関連して、4-1ページの必要性の欄に人口普及率というのがあります。平成22年3月31日現在でいまだ38.2%とあります。この人口普及率とは何ですか。

○都市環境課長

下水道計画区域内で、事業が完了して下水道に接続できるようになっている人口の割合です。

○B委員

接続している人口ということですね。その可能な人口の81.3%の接続済みでいて、残りがまだだと。

○都市環境課長

はい、そういうことです。

○B委員

その沿線はどうなっていますか。恐らく上流に行くほど接続率は小さくなる。個別

処理をしていたのを敢えて集合処理に切り替えるかどうか、自己負担もありますから。その辺り、経過がどうなのか、地域別にはどうなのかという辺りは調べてありますか。

○都市環境課長

現在は把握していませんが、3年以内に接続すると法律で規定されています。

○B委員

それは強制ですか。接続しなければ強制的にやらせるということですか。

○都市環境課長

強制までは記載していません。

○E委員

昨年、福山で芦田川の同じような事業を視察しました。今回の事業も平成42年までにやると、それで10年ごとに再評価にかかります。

県の管渠はできていて、浄化槽の部分だけが課題として残っていて、あとは両市の責任になるということで、われわれがいくら質問しても、東広島市の問題で、三原市の問題でということで、何ら返ってこないわけですね。

去年も感じたのですが、再評価するのに、むしろ東広島市、三原市に聞かないといけない部分があるようです。個人的な思いとしては、審議しても、10年経ったから事業再評価に出したという部分しかないように思うのです。その辺をどう考えたらいいのでしょうか。

○都市環境課長

下水道事業はなかなか長丁場で、40年、50年かかるというのは、どこの自治体も同じ状況です。ただ、むやみに長期化するよりも、下水道経営の観点からは、早くやり遂げるのが一番必要なことではないかと思えます。そういう意味で、下水道事業を本当にやるべきかどうかを含めた中間チェックは必要だと考えています。

○委員長

両市との協議の実績は、最近ではどうなっていますか。

○都市環境課長

流域下水道事業ですから、3者が集まってやる事業であり、それは常に情報交換してやっております。県の事業にも関わりますので、市がやっていることは知らないというわけにはいきませんので、県の下水道経営の観点からも、両市と密接に協議しながら事業をやっています。

○委員長

両市とも、早くやりたいと思うけれども、ない袖は振れないということですか。

○都市環境課長

はい。現実には、事業費が付いてこないというのが実情です。

○委員長

そういう下でこの事業を県の再評価とするのは悩ましい、とおっしゃっているのだと思うのですが。

○E委員

しかも予定では42年度までかかるわけですね。もっとかかるかもしれないわけですし。その辺がどうしたものか。どこかで区切れるものがあればという気もします。

○委員長

ではこの部分も重点審議していきたいと思いますので。

それでは次の防波堤の整備、これについても以前随分審議したことを覚えていますが、これについてはいかがでしょうか。

設計風速を見直したということですが、こういう港湾の基準は、国の定めた港湾設計基準でやらなければならないのですか。県独自に設計風速などを決められるのですか。

○港湾企画整備課長

安定計算などについては、港湾の設計基準等があります。設計風速については各地区バラバラで、推算方法がありますから、それに則って設計風速を決定します。

○委員長

ちなみに今回は何mくらいにしたのですか。

○港湾企画整備課長

平成16年の台風はかなり強い台風でしたので、その台風も入れて、設計風速を以前の30年確率より上げています。設計波高も高くなっているので大分高くなり、防波堤も伸びています。

○D委員

5-3ページ、総便益を見ると、背後地の浸水回避便益が特に大きくなっていますが、先ほどの説明を聞いた限りでは、港内の中の波を穏やかにするのが主たる目的であるということでした。例えば堤防を少し高くすれば被害は減りますが、この33億円、つまり37.6億円の便益の大半を占めるものであっても、先ほどの説明では、被害を軽減する機能は2次的に聞こえたのです。そうすると、平成16年の台風18号被害に対して、今やっている事業が最も適切であるのか分かりかねたのです。違う方法はなかったのかと。また、港内の静穏化だけの便益で見ると、出てこない数字があるのではないかと思います。まあ、越波による氾濫であって高潮によるものではないというなら納得しますが、先ほどの話では、かなり波が立って、その波を抑えることが浸水を防ぐのにつながっていると。その辺がわかりにくかったので説明してください。

○港湾企画整備課長

船を係留するのに静穏度を保たないといけない。そのためには、前面に何らかの波を防ぐものを作らないといけない、それが防波堤です。静穏度というのは30cmとか50cmとか、それで、防波堤を作ることによって、例えば1mいくらを30cmに抑えます。2次的に、背後に1mの波が来るのをその防波堤で防ぐと。

この事業が、そもそも船を係留するための施設ですから、便益は背後の便益の方が大き

いわけですが、目的は船を荒天時に安全に係留するための施設を確保するために防波堤をするわけですね。それで2次的に背後も、護岸を構築しなくても防波堤で波が低くなるので、そういう便益が出たということです。

○D委員

わからないわけではないのですが、しっくりきません。2次的なところで便益が卓越してしまうと、やはりそういう方法しかないのでしょうか、静穏化を図ることについては。

○港湾企画整備課長

静穏化を図るには、やはり防波堤が一番ではないかと思うのですが。

○D委員

もう一つ、こういう設計のときは、耐震の問題はどうなっていますか。

○港湾企画整備課長

港湾の施設の技術上の基準に耐震設計が入っていますから、地域の震度や係数を掛けて、設計震度、水平震度をやるようになっています。

○A委員

この件は、前回時も侃々諤々やった経緯を若干覚えておりますが、ここのプリンスのマリーナの件も、公有水面の使用料が随分安くなっていたと思うんですね。県のホームページを見ると、公有水面の使用料はマリーナの場合、年間1平方メートルで55円でしたが、これは今も変わらないのですか。

○港湾企画整備課長

ちょっと担当外で、詳しい事は今わかりません。

○A委員

受益者負担の考え方からして、プリンスもこれで相当な便益を図られているのではないかと思うものですから。その辺の整合性、公有水面の使用料なんて本当にわずかな金額で

あるのに、前回よりも2億円もアップして防波堤を作らなければならない。便益を随分受けられるわけですね。その辺の考え方というのは、普通の市民からして、ちょっと首を傾げたくなる部分があります。それから2次的なことを言われました。一番の目的は係留だということですから、あそこは相当なプールになっていると思うんですね。それを少し疑問に思いました。

〇〇委員

平成16年の台風18号で見直されたものが2件あり、工事費が大分膨れて2倍や3倍になっています。それ以前に設計して着手したものは全部ひっかかってくると思うのですが、台風によって港湾の整備事業そのものが一体どれくらい見直されて工事費が増えたのか、あるいはそれによって、財源が一定だとすれば、全体の進捗がどれくらい遅れてくるのか、できなくなったものもあるのか、その辺を調査されていたら教えてください。

台風で設計変更すること自体は問題ないと思いますが、工事費が2倍、3倍になっているので、細かいものも積み重ねると結構な額になるのではないのでしょうか。平成16年以前に計画されたものが何件あって、それらがトータルでどれくらい影響を受けるのか、平均してどのくらいのびるのかといったことを、もし試算されていたら。

〇港湾企画整備課長

実のところ、そういう試算はしていません。16号、18号台風で、県内の港湾、海岸の浸水は100か所くらいありました。それ以降、新規着工で、設計風速を変えていない港もありますが、50か所を既に着工しています。6年くらいで半分を新規に着工したということです。設計条件を変えることによって、当然風速が変わるわけですから波も高くなります。ですからその波でいくと越波も高くなり、護岸もいくらかは高くしないと越波が防げません。今までの施設について検証というのは、実際にはやっていないところです。

〇〇委員

これから県がやっていくときに、県民へのエクスキューズという面からも、どれくらいの需要が出て、予算制約の中でできることは限られてくるとか、時間がかかるとか、そういった説明が場合によって必要であれば、そういうものもぜひ一つのデータとして考えられるといいと思います。

○港湾企画整備課長

ありがとうございます。おっしゃるとおりで検討したいと思います。

○委員長

要するに設計外力を決めるのは既往最大の決め方もありますが、確率年で決めるやり方や、地震の場合だと、先ほど震度でと言われましたが、例えば音戸大橋の耐震補強はシミュレーションで芸予地震クラスがきたら、ということでやりますね。その辺り、対象構造物や対象外力によって考え方がばらばらで、同じ公共構造物でも整合がとれていないところは、われわれの中でもよく議論しているところで、どうしていったらいいのか検討しているのですが、まだ結論が出ていない段階です。ただ、説明責任という視点で言えば、何とか概念整理する必要があると個人的には思っているのですが。そういう現状だと思えます。それで今度は既往最大でやられたということだろうと思います。

それでは海岸関係4事業についていかがでしょうか。

これも今の話で、液状化が予想されると設計震度はどれくらいを考えているかとか、そういう問題ですね。

○港湾企画整備課長

海岸については、液状化は別として、地震については施設の技術上の基準で震度法がありますので、それでやっています。

○委員長

その辺りが大きな問題で、設計震度を変えると液状化の可能性が高まったり落ちたりと、設計の仕方で随分違ってきますので、まあ今後の課題だと思います。

それから、毎年言うので恐縮ですが、被害想定のところでは試算されるわけですが、平成16年の浸水被害が非常に大きかったということですが、そのときの額はわかりますか。

○港湾企画整備課長

被害額は、今は手元にデータがありません。

○委員長

ではまたあとで教えてください。

ほかにありませんか。

○B委員

便益計算は国のマニュアルを使って機械的に計算されているということで、手順として間違っていないと思いますが、今から言う2点はどのように考えられているのでしょうか。

1点目は、岸壁等が古くなるということは年数が経っています。その背後の家屋などの資産も古くなっているはずですが、その償却はどう考えていますか。資産評価の問題です。恐らく一律に原単位で計算していると思いますが、本当にそれでいいのかどうか。一般の民間の調査の場合、そのような評価はしません。資産評価のあり方が適切なのかどうか。地域によっても違うだろうし、年数も古くなっているのだからそれなりの評価があってもいいのではないかと。

もう1点は、一般の資産の評価と比べて、公共施設等の評価は一律180%にされています。例えば、岸壁の裏に大きな工場が1つあり、公共施設もほとんどない、それなのに一律180%掛けている場合もあるのではないのでしょうか。地区の大きさによって、例えば資料2-6の一文字地区と田尻地区は、写真を見る限り、一文字地区の方が被害面積が大きそうな感じですが、でも一般資産被害額は田尻地区の方が3倍くらいあります。浸水の広がりが違うのかと思いますが、何かピンとこないのです。土地利用のあり方によっても違うと思います。一律に何%を掛ける形でいいのかどうか、一般と公共がありますが、資産評価のあり方をもう少しきめ細かくされるべきではないかと思います。ほとんどの便益はそれが効いているのです。公共施設の評価でも大体それによって決まっているところが多い。本当にそれでいいのかどうかという点です。

○港湾企画整備課長

一番目の質問について、委員のおっしゃることは十分わかるのですが、そのようなデータがないので、一律にやっている状況です。

○B委員

データがなければ、独自に調査して作ればいいのでは。それが行政の仕事でもあるので

はないでしょうか。

○港湾企画整備課長

かなり浸水区域も広く、そこまでやっていないのが現状です。

○委員長

この辺もいつも問題になります。全て海岸事業の費用分析指針に従って、ここでは額等も決まっているのですか、今、戸田委員が言われたように、何年経過したものは資産価値がこれくらい落ちるからこうなさいとか、その程度は決められているのですか。

○港湾企画整備課長

その辺り、これから整理しておきます。

○委員長

併せてお願いします。

その他海岸事業はよろしいですか。

ないようでしたら、次の農業、農村の10、11はいかがでしょうか。

○A委員

2-10で、農業用水に使われる水利権の問題ですが、このタンクの帰属はどかが持つのでしょうか。使用料は水利権等で水利組合のようなものができているのでしょうか。インフラ整備までやって、その維持管理はどかがどのように負担していくのですか。

○農業基盤課長

整備した後のインフラの維持管理についてです。県が土地改良事業でこのダムを建設していますが、最終的に出来上がったなら市町に、この場合は江田島市に無償で譲与し、管理は江田島市が行う形となります。水を使うのは地元の農業者になりますので、当然ながら水利組合が既にできており、今年度末には受益地の7割くらいに水の供給ができる状況になり、春から使っていただけます。この使用料については、水利組合で協議されており、この場合は従量制でなく定額制で検討されています。そうして集まった水代によって維

持管理費，日々の電気代やこれで全ては賄えないかもしれませんが，更新に備えた積立てに充ててもら制度となっています。

○A委員

負担割合として，国，県，市分が書いてありますが，受益者の負担というのは，こういう事業の場合は全くないのですか。

○農業基盤課長

土地改良事業というのは，受益者が特定される事業で，受益者に応分の負担をしていただくのが原則となっています。今回の場合は，このシートにあるとおり，国50%，県30%，市20%となっており，ご指摘のとおり農家負担は0になっています。これは，ダムを嵩上げして増えた水量が約30万tあり，これに関する権利は市が取得する形になっています。それを使用する水利組合は，先ほど説明した使用料の形で負担をする，そういう仕組みを考えており，この地区の場合は事業費の地元負担分は市の負担になっています。

○委員長

非常に本質的な問題なので，また何かあれば考えていきたいと思います。

そのほか，何かありませんか。

では，漁港についてはいかがですか。

ここも同じお願いですが，平成16年の台風で甚大な浸水被害と書かれていて，そのときの被害がどのくらいだったのか，定量的なことがわかればお願いします。

○漁港漁場整備担当監

12-1ページ，最下段の「その他特記すべき事項」の欄に，この地区の被害状況を記載しています。

○委員長

1300万円くらいですね。

○漁港漁場整備担当監

この被害額は、漁港・海岸の被災額で、このときの家屋半壊などの被害額は出していません。

○委員長

大きいのはその被害額なのですが、そこは把握できていないのですね。

直感で、想定される被害額が過去の実績より相当大きいのではないかというのが、素朴な疑問です。これは戸田委員のご質問と同様だと思います。マニュアルだからと言われたら非常に苦しいですけれども、個人的にはそう思います。

○漁港漁場整備担当監

おっしゃるように、この実態の被害額、被害状況と、B/Cを出すときの総資産額が離れているというのは、あくまでもマニュアルに基づいて算出する関係上やむを得ないと考えています。

○委員長

これは本当に難しい問題ですが、先ほど設計過剰の件には確率年の考え方などがいろいろところで適用されますが、被害についてはそういう考え方があまり出てこないですね。かといって既往最大でもない。その辺りが今後の大きい研究課題だと思います。

○D委員

12-7ページ、中国新聞の記事部分を見ると、住民の方々の被害は、堤防を越えて潮が入ってきたためと読めます。それに対して、堤防延長を長くしたことと、水門を取り付けることで事業費が大きくなったという説明でした。

それは例えば、既存の堤防の嵩上げをするよりも、護岸をのぼすことと水門を付けることの方が有効だということですか、その辺がよくわからなかったのですが。

○漁港漁場整備担当監

この地区には4つの河川があって、そこに水門4基を設けると説明しました。そのときに、2つ方法がありまして、今、計画している水門の形式と、護岸の高さそのものを河川

沿いに巻き込む方法と2つ検討しました。河川の護岸の嵩上げについては、背後に県道などがあり、共同の嵩上げが必要になること、それから写真のとおり、後ろは密集した市街地で、住民の理解がなかなか得られないことがあり、水門形式で逆流を防止しようということで計画しました。

○D委員

つまり、直接海岸の防波堤を越えたというよりも、川に沿って水位が上がって起こった浸水だったということですね。

○漁港漁場整備担当監

はい。

○B委員

2-11で、収用法をいつ適用するかを含めて用地買収の交渉に努めるとのことですが、土地の権利者がここまで反対するのはどういう理由からなのか。また、例えばルート変更など、代替措置はできないのでしょうか。理由がもっともなことであれば、代替措置ができないかどうかまで検討されたのでしょうか。難しくなると裁判等になる可能性も懸念される問題ですが。

○農業基盤課長

まず、土地収用法の適用についてですが、私どもは任意買収を受けていただけるように交渉を開始して、既に10年近く経過しています。その中で、任意買収に応じていただくのが困難であるため、この3月にそれを断念しております。

その理由は、当然、地権者の方は地域にお住まいなので、土地に愛着があり、この場合は農地と山林ですが、これに対する愛着、思い入れがかなりあるため、たとえ公共事業であろうと、それに対して提供することにさまざまな思い、条件があったということです。

ただわれわれとしては公共事業として対応しますので、当然ながら基準がありますし、おのずと限界もあります。そういった中で長い時間をかけていろいろな交渉をして参りました。ときには地権者の方もやむを得ないかな、という意思を示される場合もありましたし、いろいろな場面を作って説明しておりますが、結果として合意に至らなかったという

ことで、この3月に収用法の手続きに入り、今年中には認定が出る状況に来ております。そういった状況で、やむを得ない措置と考えています。

できればこういうことにならないようにと考えていますし、今後も機会があれば話をさせてもらい、任意買収に応じていただけるならそういう方向もあるかと思っています。

○B委員

地権者はお1人ですか。

○農業基盤課長

冒頭の説明で120mほど用地買収を残していると述べましたが、そこに地権者が1名いらっしゃいます。その部分が買収できないと、取付け道路の工事もできませんし、やる意味もありませんので、取付け道路にかかる地権者5、6名の方々にも同様の手続きをさせていただきます。ただこの方々は、用地買収に応じない意思を示されているわけではありません。事業全体としてそういう手続きを取らせていただくということです。

代替措置については、11-4ページをご覧ください。中央下を左右に走る路線、黄色、茶、赤などで塗っていますが、これが本路線約7,500mです。その上に、棒グラフを横にしたような図があります。一番上が用地買収の状況で、赤い部分は用地買収が終わっていない所、下の2行は道路本体ができているか、上に舗装ができているかということを示しています。黄色部分は既にできているところを示しています。こういった状況に至って初めて収用法の認定手続きに入っています。

また、当然ながら路線についても、いくつかのルートを検討して、最終的にこのルートしかないということで、収用委員会の中でも説明をしていますし、ルートとしてはこれしかないと考えています。

赤い部分の橋梁は、西城川を渡る部分であり、どこかで西城川を渡らないことには受益地につながらないので、渡るなら一番効率のいいところで渡りたいということで、このルートに決定をしています。

○A委員

今のところで、総事業費は、前回再評価時が49億1300円、今回は48億4100万円と、約7200万円ダウンしていますが、用地取得費は前回よりも6100万円上が

っています。これは、1人が残っているとはいえ、どういったことでこのように費用が上がったのでしょうか。

○農業基盤課長

まず本工事費の減については、前回の再評価委員会の中でもご指摘いただいた橋梁形式あるいは架設工法について検討した結果、経済的工法を採用したことがあります。併せて、開削部分の農道を作るときに大型のブロックを使うことにしていたものを、全体のコストを下げするために土の斜面で切って、用地買収範囲は少し広がるけれど全体のコストが下がるように修正しました。そのことで工事費が下がって、用地買収が上がっているという状況です。

○A委員

単純には、買収面積が広がったと考えてよろしいですか。

○農業基盤課長

はい。

(2) 重点審議する審査対象事業の抽出について

○委員長

次に広島県事業評価監視委員会設置要領第2条第1項の規定に基づいて、次回から重点的に審議する対象事業の抽出に入る。

(審議の結果次の7事業が抽出された)

- 1 一般国道313号神辺バイパス 道路改良事業
- 2 沼田川 流域下水道事業
- 3 広島港宇品地区防波堤整備 港湾修築事業
- 4 福山港 港湾海岸保全施設整備事業
- 5 沖美地区 畑地帯総合整備事業
- 6 高茂金田2期地区 基幹農道整備事業

7 倉橋漁港 海岸保全施設整備事業(高潮対策)

(3) その他

○委員長

現地調査を11月8日に実施する。

それでは、これで本日の広島県事業評価監視委員会を閉会する。